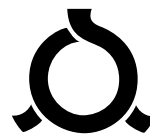


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

告示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
○漁業法により区画漁業について免

公告

許した件
○道路の供用を開始する件

○随意契約の相手方を決定した件
○一般競争入札を行う件二件

福島県病院局

○平成二十年年度福島県病院局育休任期付職員(看護師及び助産師)採用候補者登録試験を実施する件

規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月六日

福島県規則第一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二「福島県営梅ヶ丘団地の項中「二十三号棟」を「二十四号棟」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年一月十三日から施行する。

(建築住宅課)

告示

福島県告示第一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十一年一月一日救急病院として認定した。
平成二十一年一月六日

名称 南相馬市立総合病院

所在地

南相馬市原町区高見町二丁目 平成二十三年二月三二日

五四一六

福島県知事 佐藤 雄平

認定有効期限

(医療看護課)

福島県告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、区画漁業について平成二十一年一月一日次のとおり免許した。
平成二十一年一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁場計画の際の公示番号 別表のとおり
- 二 免許番号 別表のとおり
- 三 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり
- 四 漁業権の種類 区画漁業権
- 五 漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 第二種区画漁業
漁業の名称 別表のとおり
- 六 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- 七 漁場の位置 別表のとおり
- 八 漁場の区域 別表のとおり
- 九 漁業権の制限又は条件
- 一 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。
- 二 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。
- 三 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。
- 四 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならぬ。
- 五 養魚にあたっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。
- 九 地元地区 別表のとおり
- 十 漁業権の存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

別表

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者の氏名又は名称及び住所	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第一号	内区第一号	齋藤総栄 本宮市青田字館五	こい養殖業	本宮市青田字厩森五三七	大谷池	本宮市
内区第二号	内区第二号	齋藤総栄 本宮市青田字館五	こい養殖業	本宮市青田字古城久保	銭瓶池	本宮市
内区第三号	内区第三号	熊田純幸 郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原二二二	こい養殖業	本宮市岩根字池前一八六	大池	本宮市
内区第五号	内区第五号	廣瀬義晴 郡山市富久山町福原字福原一五八一、一五八一	きんぎょ養殖業	郡山市富久山町福原字福原一五七一、一五八一	上ノ池	郡山市
内区第六号	内区第六号	熊田純幸 郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原二二二	こい養殖業	郡山市富久山町久保田字愛宕三一一	善宝池	郡山市
内区第七号	内区第七号	代表者 鈴木 征夫 郡山市小原田一丁目五―四 熊田 眞幸 郡山市鶴見坦二丁目二―一	こい養殖業	郡山市山崎	五百淵池	郡山市
内区第八号	内区第八号	熊田養鯉場 郡山市鶴見坦二丁目二―一	こい養殖業	郡山市深沢二九三	酒蓋池	郡山市
内区第九号	内区第九号	廣瀬一臣 郡山市大槻町字美女池上一四―六	こい養殖業	郡山市大槻町字美女池	美女池	郡山市
内区第一〇号	内区第一〇号	有限会社 熊田養鯉場 郡山市鶴見坦二丁目二―一	こい養殖業	郡山市大槻町字隠居免四四	鎌倉池	郡山市
内区第一一号	内区第一一号	有限会社 熊田養鯉場 郡山市鶴見坦二丁目二―一	こい養殖業	郡山市大槻町字中ノ平南	新池	郡山市
内区第一二号	内区第一二号	廣瀬一臣 郡山市大槻町字美女池上一四―六	こい養殖業	郡山市安積町笹川字荒池	荒池	郡山市
内区第一三号	内区第一三号	七海勝也 郡山市安積町成田字丸山五七	こい養殖業	郡山市安積町成田字丸山二四	知行池	郡山市
内区第一四号	内区第一四号	七海勝也 郡山市安積町成田字丸山五七	こい養殖業	郡山市安積町成田字清水台	宮ノ前池	郡山市
内区第一五号	内区第一五号	七海勝也 郡山市安積町成田字丸山五七	こい養殖業	郡山市安積町成田字長山	海道池	郡山市

有限会社

内区第四六号	内区第四五号	内区第四四号	内区第四三号	内区第四二号	内区第四一号	内区第四〇号	内区第三九号	内区第三八号	内区第三七号	内区第三六号	内区第三五号	内区第三四号
内区第四六号	内区第四五号	内区第四四号	内区第四三号	内区第四二号	内区第四一号	内区第四〇号	内区第三九号	内区第三八号	内区第三七号	内区第三六号	内区第三五号	内区第三四号
海老沼養魚株式会社 福島営業所	海老沼養魚株式会社 福島営業所	海老沼養魚株式会社 福島営業所	熊田純幸 郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原一―二	熊田純幸 郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原一―二	廣瀬一臣 郡山市大槻町字美女池上一四―六	廣瀬一臣 郡山市大槻町字美女池上一四―六	廣瀬一臣 郡山市大槻町字美女池上一四―六	廣瀬一臣 郡山市大槻町字美女池上一四―六	渡邊英雄 須賀川市上北町一三六	渡邊英雄 須賀川市上北町一三六	渡邊英雄 須賀川市上北町一三六	福本和男 須賀川市大黒町一五一―三
ふな養殖業	ふな養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業
南相馬市小高区大字川房字猿田一三七	南相馬市鹿島区小池字ミタラセ六八一	南相馬市鹿島区南屋形字除見一六七	西白河郡西郷村大字小田倉字大沢一	西白河郡西郷村大字真船字赤坂五―二	西白河郡矢吹町字大久保四六	西白河郡矢吹町字松房四一	岩瀬郡鏡石町大山五三一	岩瀬郡鏡石町笠石原町六〇	須賀川市錦ヶ岡字上ノ池二五―一	須賀川市越久字延命池二〇	須賀川市仁井田字上の池	須賀川市大黒町一五一―三
大谷ため池	北沢ため池	石の宮 ため池	黒森ため池	赤坂ため池	牡丹池	松房池	蓮池	逆池	上の池	延命池	七ツ池	大黒池
南相馬市	南相馬市	南相馬市	西白河郡 西郷村	西白河郡 西郷村	西白河郡 矢吹町	西白河郡 矢吹町	岩瀬郡 鏡石町	岩瀬郡 鏡石町	須賀川市	須賀川市	須賀川市	須賀川市

(水産課)

福島県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十一年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字吉字宮ノ前七四番二地先から 同 郡同 村大字吉字畑中七九番一地先まで	平成二十一年一月六日

(道路計画課)

公 告

公告第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム（地方法人特別税）改修業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の1第1項の規定により公告する。
平成21年1月6日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム（地方法人特別税）改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年10月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
173,250,000円
- 6 随意契約とすることとした理由

特別政令第10条第1項第2号該当

(税務システム課)

公告第二号

電子式個人線量計点検校正業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。
平成二十一年一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 入札に付する事項
 - 1 件名及び数量 電子式個人線量計点検校正業務 一式（二百台）
 - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十一年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - 1 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
 - 2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 - 1 提出期間 平成二十一年一月六日（火）から同月十五日（木）まで（土曜日、日曜日及び同月十二日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで
 - 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇
福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課
電話〇二四一五二一七二五四
- 四 契約条項を示す場所等
 - 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年一月十五日（木）午後五時三十分まで必着とする。
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる

場所と同じ。

- 2 入札及び開札の日時 平成二十一年一月二十一日(水)午後一時三十分
- 3 入札及び開札の場所 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 3 契約書作成の要否 要
 - 4 その他 詳細は、入札説明書による。
- なお、入札説明書及び仕様書については、福島県生活環境部生活環境総室生活環境総務課ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/kenninkikaku/nyusatu.htm>) からダウンロードして入手することができる。

(原子力安全対策課)

公告第三号

サーベイメータ点検校正業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 サーベイメータ点検校正業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十一年三月三十一日まで
- 4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出期間 平成二十一年一月六日(火)から同月十五日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月十二日(月)を除く。)(の午前八時三十分から午後五時三十分まで)
- 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇
福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課
電話〇二四一五二一七二五四

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年一月十五日(木)午後五時三十分まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の二に掲げる場所と同じ。

- 2 入札及び開札の日時 平成二十一年一月二十一日(水)午後二時
- 3 入札及び開札の場所 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号のい

ずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否

4 その他 詳細は、入札説明書による。

なお、入札説明書及び仕様書については、福島県生活環境部生活環境総室生活環境総務課ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/kenminkikaku/nyusatu.htm>) からダウンロードして入手することができる。

(原子力安全対策課)

福島県病院局

公告第1号

平成20年度福島県病院局育休任期付職員（看護師及び助産師）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成21年1月6日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

1 試験を実施する職種

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職

2 登録予定人員

看護師 15名程度

助産師 2名程度

試験期日

平成21年2月9日（月）

受験申込受付期間

平成21年1月6日（火）から同月29日（木）まで

受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）

（病院総務課）